

ご家族様 各位

医療法人社団健老会 理事長 岡 了

診療報酬改定に伴う料金改定について

厚生労働省による入院時食事療養費（入院中の食事代の自己負担額）の一部改定に伴い、令和7年4月1日より食費の金額が変更になりますので確認をお願いいたします。（1食あたり10～20円の増額になります）詳細は下記の通りです。

◇70歳以上の患者様及び65歳以上の老人医療対象者の食費

区 分		医療の必要性の高い方	医療の必要性の低い方
① 一般の方		490円⇒510円/食	490円⇒510円/食
② 区分Ⅱ (住民税非課税世帯)	過去1年間の入院日数が 90日以内	230円⇒240円/食	230円⇒240円/食
	過去1年間の入院日数が 90日以上	180円⇒190円/食	
③ 区分Ⅰ		110円/食 (変更なし)	140円/食 (変更なし)
④ 区分Ⅰ	(高齢福祉年金受給権者・境界層該当者等)	110円/食 (変更なし)	110円/食 (変更なし)

◇65歳以上～70歳未満の患者様（老人医療保険対象者は除く）の食費

区 分	食費	
ア（標準報酬月額83万円以上）	490円⇒510円/食	
イ（標準報酬月額53万円～79万円）		
ウ（標準報酬月額28万円～50万円）		
エ（標準報酬月額26万円以下）		
オ(被保険者が市区町村民税の非課税者等)	過去1年間の入院日数が90日以内	230円⇒240円/食
	過去1年間の入院日数が90日以上	180円⇒190円/食

◇65歳未満の患者様（老人医療保険対象者は除く）の食費

限 度 額 区 分	食費のみ
ア（標準報酬月額83万円以上）	490円⇒510円/食
イ（標準報酬月額53万円～79万円）	490円⇒510円/食
ウ（標準報酬月額28万円～50万円）	490円⇒510円/食
エ（標準報酬月額26万円以下）	490円⇒510円/食
オ（低所得者）過去1年間の入院日数が90日以内	230円⇒240円/食
オ（低所得者）過去1年間の入院日数が90日以上	180円⇒190円/食

◇特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方の食費…280円⇒300円/食

なお、ご不明な点は、担当者までご連絡いただければと思います。

姉崎病院 0436-66-1161 (土日祝日を除く 9:00～17:00) 担当：石塚・平野